

韓国における法人税の概要

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三叟会計法人）に作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

JETROおよび KPMG 三叟会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよび KPMG 三叟会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

JETRO・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

韓国における法人税の概要

初めに：法人税の概要

法人税は法人を納税義務者とし、法人の所得を課税対象とする租税である。

1) 納税義務者と課税所得の範囲（法人税法第2条、第3条）

納税義務者はその法人形態などにより、内国法人および外国法人、営利法人および非営利法人に区分される。それぞれの法人に対する法人税法上の課税所得の範囲は図表 3-2 のとおりである。

また、法人税課税対象の所得は、各事業年度所得に対する法人税、清算所得に対する法人税以外に土地などの譲渡所得に対する法人税がある。土地などの譲渡所得に対する法人税は、住宅および非事業用土地の譲渡所得と投機地域として指定された地域に所在する不動産の譲渡所得に対して賦課されるが、現在、投機地域として指定された地域はなく、2013年1月1日以降に譲渡する住宅および非事業用土地の譲渡所得に対してのみ土地などの譲渡所得税が課税されている。

■ 法人類型別課税所得範囲

課税所得別		各事業年度所得に対する法人税	清算所得に対する法人
法人類型別			
内国法人	営利法人	国内外のすべての所得	解散時の清算所得
	非営利法人	国内外のすべての収益事業から生じた所得	納税義務なし
外国法人	営利法人	法人税法第93条に規定する国内源泉所得	納税義務なし
	非営利法人	国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得	納税義務なし

2) 事業年度（法人税法第6条）

法人税の課税期間は法人の事業年度であり、事業年度は法令または法人の定款などで定める1会計期間であり、1年を超過することはできない。

3) 納税地（法人税法第9条）

内国法人は登記簿上の本店所在地（国内に本店所在地がない場合には、実質的な管理場所）に、外国法人は国内事業場の所在地に、それぞれ納税する。二つ以上の国内事業場のある外国法人は、主な事業場（売上高が最も大きい事業場）の所在地を納税地とする。

1. 課税標準および税額の計算

各事業年度所得金額は、法人税法上、益金から損金を差し引いた金額として算定される。しかし、実際に各事業年度の所得金額を計算する場合は、決算書上の当期純利益（収益から費用を差し引いた金額）に、税務調整事項（会計上の収益費用と法人税法上の益金損金の差異の調整）を加減算して行う。

課税標準および税額の計算構造は次のとおりである。

当期純利益（損失）	・決算書上の当期純利益（損失）
(+) 益金算入および損金不算入	・税務調整
(-) 損金算入および益金不算入	
各事業年度所得金額	
(-) 繰越欠損金	・過去10年(2008年以前の発生分は5年)以内の発生分
(-) 非課税所得	
(-) 所得控除	
課税標準	
(×) 税率	・課税標準によって10～22%まで適用
算出税額	
(-) 税額減免	
(-) 税額控除	
(+) 加算税	
(+) 減免分追加納付税額	
総負担税額	
(-) 既納付税額	・中間予納税額・源泉納付税額・随時賦課税額
(+) 未還流所得に対する法人税	
(+) 投資・共生協力促進のための課税特例	
(-) 減算納付税額	

1) 税率

税率は、課税標準の2億ウォン以下と2億ウォン超過200億ウォン以下、200億ウォン超過に対してそれぞれ次のとおりである。

税目	法人税課税標準			
	2億ウォン以下分	2億ウォン超過 200億ウォン以下分	200億ウォン超過 3,000億ウォン以下分	3,000億ウォン 超過分
法人税	10.00%	20.00%	22.00%	25.00%
地方所得税	1.00%	2.00%	2.20%	2.50%
合計	11.00%	22.00%	24.20%	27.50%

一方、課税標準の金額に土地などの譲渡所得が含まれている場合、土地などの譲渡所得に対しては11.0%（法人税10%、地方所得税1%）の税率で法人税が追加課税される。

また、以下のいずれか一つに該当する内国法人が投資、貸金などに還流していない所得（以下、“未還流所得”）がある場合には、その未還流所得に20%を乗じて算出した税額を法人税として、未還流所得に2%を乗じて算出した税額を地方所得税として納付しなければならない。

- ① 各事業年度終了日現在において自己資本が500億ウォンを超過する法人で、中小企業に該当しない法人
- ② 各事業年度終了日現在において「独占規制および公正取引に関する法律」第14条第1項による相互出資制限企業集団に属する法人

未還流所得の範囲については後述する。

2) 益金

益金とは、資本取引および益金不算入として規定されているものを除き、当該法人の純資産を増加させる取引によって発生した収益のことをいい、以下の金額を益金としてみなすようにしている（法人税法第15条）。

- ① 特殊関係のある個人からの有価証券を時価より低い価額で仕入れる場合、その時価と仕入価額の差額
- ② 間接外国納付税額控除を受ける場合、その間接外国納付税額控除相当額
- ③ 同業企業課税特例の適用により配分を受けた金額

益金不算入とは、法人の純資産を増加させる取引または特定目的のために益金に算入されないことであり、以下のような項目がある（法人税法第17条から第18条の3）。

- 株式発行額面超過額。ただし、債務の出資転換で株式を発行する場合として、その株式の時価を超過して発行された金額は益金に算入
- 株式の包括的交換差益および移転差益
- 減資差益
- 合併差益：合併により承継した純資産価額が合併対価として支払われた金銭、その他財産価額を超過する場合、その超過金額
- 分割差益：分割または分割合併により設立された会社が承継した純資産価額が、分割対価として支払われた金銭、その他財産価額を超過する場合、その超過金額
- 繰越欠損金の補填のための資産受贈益および債務免除益
- 繰越益金（すでに法人税が課税された所得を収益として計上した金額）
- 資産の評価差益
- 法人税または地方所得税法人税分の還付を受けたか、還付を受ける金額を他の税額に引き当てた金額
- 国税または地方税の過誤納金の還付金に対する利息
- 付加価値税の売上税額
- 持株会社が子会社から受けた配当金額のうち一定金額
- 内国法人が他の内国法人から受けた配当金額のうち一定金額
- 連結子法人から支払いを受けたか、支払いを受ける連結納付税額
- 租税特例制限法上、益金不算入に規定された項目
- 受取配当金のうち資本準備金を財源として受け取る配当金の金額

3) 損金

損金とは、資本取引、剰余金の処分および損金不算入として規定されたものを除いた当該法人の純資産を減少させる取引によって発生する損費のことであり、当該法人の事業に関連して発生した損失または費用として、一般的に認められる通常のものであるか、あるいは収益に直接関連するものをいう。ただし、必要な証拠書類によって立証されていない費用は損金と認められない（法人税法第 19 条）。

また、同業企業課税特例の適用により配分を受けた欠損金も損金に含まれる。

(1) 減価償却費

会計上の減価償却費の計上額が法人税法上の償却限度額を超過する場合、その金額は損金不算入となる。法人は選択した減価償却方法および耐用年数を納税地の管轄税務署長に申告しなければならない。

償却限度額は申告した減価償却方法にもとづく償却率を用いることで計算する。

① 減価償却方法（法人税法施行令第26条第1項）

法人税法上、固定資産の減価償却方法は次のとおりで、資産種類別に同一の方法を適用しなければならない。

区分	償却方法
建築物および業務用乗用自動車 ^(*) 以外の有形固定資産	定率法または定額法
建築物、無形固定資産および業務用乗用自動車	定額法
鉱業用固定資産	生産高比例法、定率法または定額法
鉱業権	生産高比例法または定額法
開発費	関連製品の販売または使用が可能な時点から申告した耐用年数にわたり、経過月数に比例して償却する方法
使用収益寄付資産	使用収益期間により均等に按分した金額を償却する方法
周波数利用権、空港施設管理権または港湾施設管理権	使用期間により均等に按分した金額を償却する方法

② 耐用年数（法人税法施行令第28条）

企画財政部令で定める基準耐用年数を基礎として、その基準耐用年数の100分の25を加減した範囲内で法人が選択適用することができる。有形固定資産の耐用年数は資産または業種によって次のとおり区分される。資産別耐用年数の適用を受けない有形固定資産（主に機械装置）の耐用年数は業種別に規定されている。

■ 資産別耐用年数

区分	資産名	基準耐用年数 (耐用年数の範囲)
1	車輛運搬具 ^(※1) 、工具、器具および備品	5年(4~6年)
2	船舶、航空機	12年(9~15年)
3	煉瓦造、ブロック造、コンクリート造、土造、土壁造、木造、木骨モルタル造、その他造のすべての建物(付属設備を含む)および構築物	20年(15~25年)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、石造、煉瓦石造、鉄骨造のすべての建物(付属設備を含む)および構築物	40年(30~50年)

(※1) 業務用乗用自動車は耐用年数範囲を適用せず、5年の単一耐用年数を適用

(※2) 区分3と4を適用するにあたって、建物のうち工場、変電所、発電所などと構築物のうち、下水道、廃棄物処理用の構築物などの場合は、それぞれ基準耐用年数を10年と20年とし、耐用年数の範囲をそれぞれ8~12年、15~25年にする事ができる。

■ 業種別耐用年数

業種	基準耐用年数 (耐用年数の範囲)
製造業(革製品および鞆製造業)、教育サービス業	4年(3~5年)
製造業(非金属鉱物製造業)、建設業、卸売業、金融業など	5年(4~6年)
製造業(電子製品、コンピュータ、放送、通信装備などの製造業)、通信業	6年(5~7年)
製造業(衣服、化学製品製造業)、通信業、運輸業など	8年(6~10年)
製造業(飲食料品、繊維製造、第1次金属、自動車製造業など)、金属鉱業など	10年(8~12年)
製造業(煙草)、運送業(水上、航空)	12年(9~15年)
製造業(コークス、煙炭および石油精製品製造業)	14年(11~17年)
電気、ガス、蒸気および空気調節供給業	16年(12~20年)
水道事業	20年(15~25年)

③ 残存価額(法人税法施行令第26条第6項)

固定資産の残存価額はゼロとする。ただし、定率法で償却する場合は残存価額を取得価額の100分の5として償却する。償却が完了した資産は、1,000ウォンもしくは取得価額の5%のうち、いずれか少ない金額を備忘価格として帳簿上に残し、その資産が処分された時点で当該備忘価額を損金算入する。

④ K-IFRS適用企業の減価償却費申告調整特例

原則的に、減価償却費は減価償却範囲額以内で費用として計上した場合に限り、税法上の損金として認められるが、K-IFRSを導入して適用する企業はK-IFRS適用後の減価償却費がK-IFRS適用前の事業年度に損金算入した減価償却費より減少する場合には、その減少分だけ追加で損金に算入することができる。

(2) 業務用乗用自動車に関連する費用

法人が業務用乗用自動車を取得または賃借して損金に算入または支出した減価償却費、賃借料、ガソリン代、保険料、修繕費、自動車税などの費用（以下、“業務用乗用車関連費用”）のうち、業務用使用金額に該当しない費用は損金不算入となる。

業務用使用金額のうち、業務用乗用自動車別の減価償却費および業務用乗用自動車別の賃借料のうち減価償却費に該当する金額の損金算入限度は年間 800 万ウォン（当該事業年度中の保有期間または賃借期間が 12 カ月に達しない場合は、800 万ウォンに保有期間または賃借期間を乗じた後、12 で除して計算した金額を言う。以下、同じ）とし、年間 800 万ウォンを超過する金額は次の事業年度以降に繰り越して損金に算入する。

① 業務用使用金額の計算

- 業務専用自動車保険に加入した場合：業務用乗用車関連費用に業務使用比率を乗じて算出した金額
- 業務専用自動車保険に加入していない場合：業務用使用金額はないものとみなす（全額を損金否認）。

② 業務使用比率

業務用乗用車別に運行記録簿などから確認される業務用走行距離が総走行距離に占める比率

業務用乗用車関連費用のうち、業務用使用金額に該当しないために損金不算入となる金額は、当該乗用車を使用する者の所得として処分し、所得税を課税する。ただし、減価償却費または賃借料のうち、減価償却費相当額として業務用使用金額が年間 800 万ウォンを超過するために損金不算入となる金額は賞与とみなさない。

(3) 引当金

① 退職給与引当金（法人税法第33条、法人税法施行令第60条）

次のうちいずれか少ない金額を損金算入限度額とする。

- 年間総賃金支払額の5%（年間総賃金支払額とは1年間継続して勤務した役員または使用人に支払った金額として、非課税所得金額を除外した金額をいう）
- 退職給与引当金の累積額が、役員または使用人に対する期末要支給額の0%に達するまでの金額 + 国民年金法による退職金転換金として計上した金額
- 期末要支給額と税法上の退職給与引当金繰入限度額との差額のうち、退職年金などに加入し拠出した年金払込額などの金額がある場合は、当該払込額を損金算入することができる（法人税法施行令第44条の2）。

② 貸倒引当金、貸倒損失（法人税法第34条、法人税法施行令第61条、第19条）

貸倒引当金は、売掛債権などの期末残高の1%、もしくは債権残高に対して貸倒実績率を乗じた金額のうち、いずれか大きい金額までを税務上の損金として認める。

貸倒損失は一定の法的手続きを経た場合、または期間要件を満たす場合のみ損金として認める。

(4) その他の費用

① 交際費（法人税法第25条）

交際費とは、謝礼金、その他名目にかかわらず、これに類似する性質の費用で法人が業務と関連して支出した金額のことをいい、一定限度を超過する交際費は損金不算入となる。

限度額は下記（a）および（b）の合計額である。

(a) 1,200万ウォン（中小企業は3,600万ウォン）×事業年度の月数／12

(b) 事業年度の収入金額（特別収入は除外する。特別収入とは、企業会計基準による売上高のうち特殊関係者に対する売上をいう）×下表の率^(※) + 特別収入×下表の率^(※) ×10%

(※) 収入金額による交際費の損金限度

収入金額	適用率
100億ウォン以下	1万分の20
100億ウォン超過500億ウォン以下	2,000万ウォン+100億ウォンを超える金額の1万分の10
500億ウォン超過	6,000万ウォン+500億ウォンを超える金額の1万分の3

(※) 租特法上の公共法人：一般法人の接待費損金認定限度の70%

支払いの条件は、1回に1万ウォン（慶弔金の場合には20万ウォン）超過の接待費を支出する場合、クレジットカードを使用するか、税金計算書、計算書および現金領収証を受けなければ損金として認められない。

② 寄付金（法人税法第24条）

寄付金は、寄付金の公益性の程度によって区分・処理される。法定寄付金、指定寄付金は、一定の金額を限度に損金として容認され、その他の寄付金は全額損金不算入となる。

- 50%限度寄付金：国家または地方自治体に対する寄付金、天変地異による犠牲者に対する寄付金、国防献金と軍人慰問品の価額、私立学校・産学協力団・非営利教育機関などに対する施設費・教育費・研究費・奨学金

損金認定限度額：(所得金額－繰越欠損金) × 50%

- 10%限度寄付金（法人税法施行令第36条に規定する寄付金）

損金認定限度額：(所得金額－繰越欠損金－法定寄付金) × 10%

なお、法定寄付金の限度超過額は3年間繰り越して損金算入することができ、指定寄付金の限度超過額は5年間繰り越して損金算入することができる。

③ 支払利息の損金不算入（法人税法第28条）

借入金に対する支払利息は、原則として損金に算入される。しかし、租税政策的に以下の事由に該当する場合は損金不算入となる。

- 国際租税調整に関する法律上の過少資本税制が適用される支払利息または所得に比べて過大な支払利息
- 債権者不明の社債利息、非実名債権・証券利息
- 固定資産の取得価額に含まれる利息

- 業務に無関係の資産を保有する場合、あるいは特殊関係者に業務と関係のない資金を貸与する場合における借入金のうち、その部分に対応する支払利息

(5) その他損金不算入項目（法人税法第 20 条から第 28 条）

剰余金の処分を損金として計上した金額（ただし、同法および租特法で定める自己株式で使用人に支払う成果金などは除く）で、具体的には次のようなものがあげられる。

- 株式割引発行差金（新株発行費を含む）
- 法人税（外国税額を含む）および地方所得稅所得分、加算税、付加価値税の仕入税額
- 罰金、科料、過料、加算金および滞納処分費
- 法令により義務的に納付するものではない公課金
- 連結親法人に支払ったか、支払う連結納付税額
- 資産の評価損（棚卸資産の低価法申告による評価損失、破損・滅失した固定資産に対する評価損失、貨幣性の外貨資産負債の評価損失など、税法上明記された状況による資産にかかる評価損を除く）
- 過剰経費など
- 懲罰的目的の損害賠償金（法人が支払った損害賠償金のうち、実際に発生した金額を超過して支払う金額）
- 直接業務に関連がない費用
- 法人が役員に支払う賞与金で、税法上の規定を超える金額
- 販売していない製品に対する搬出済みの個別消費税または酒税の未納額（ただし、製品価格に税額相当額を加算した場合を除く）
- 役員に支払う退職金のうち、税法上の規定を超える金額
- その他特定損金

4) 繰越欠損金の控除

各事業年度の開始日前 15 年（2021 年以前に発生した繰越欠損金は 10 年）以内に開始した事業年度に発生した欠損金は、その後の各事業年度の課税標準計算において控除される。欠損金の控除方法には、翌年度以降に繰り越して翌年度以降の所得から控除する方法（繰越控除方法）および前年度の所得より所得控除してすでに納付した税金の還付を受ける方法（遡及控除方法）があ

る。遡及控除方法は、欠損が発生した中小企業の営業上の困難を税制面で支援するために導入された。

控除方法の適用は、企業規模により異なり、一般法人の場合は、15年間の繰越控除方法のみ可能であり（2021年以前発生分は10年）、中小企業の場合は、15年間の繰越控除方法または1年間の遡及控除方法を選択して適用することができる。

2019年1月1日以降に開始する事業年度からは当該事業年度の所得金額の60%の範囲内で欠損金の繰越控除が可能であり、ただし、以下のいずれか一つの法人は所得金額の100%の範囲内で欠損金の繰越控除が可能である。

- 中小企業
- 裁判所の認可による更生計画の履行中にある法人
- 債権金融会社などとの協約により経営正常化計画を履行中の法人
- 一定要件を満たす流動化取引専門会社

2. 課税標準の申告（法人税法第60条）

課税標準の申告は事業年度終了日から3カ月以内に申告を行い（法人税法第60条第1項）、各事業年度の所得金額がない法人あるいは欠損金がある法人にも適用される。

本店などの決算未確定またはその他のやむを得ない事由によって、法定申告期限までに申告書を提出できない外国法人は、当該事業年度終了日から60日以内に納税地管轄税務署長に申告期限延長承認の申請をすることができる（法人税法施行令第136条）。

また、株式会社の外部監査に関する法律により、外部監査を受けなければならない内国法人の決算が、該当事業年度の監査が終結していないことから確定されていない場合は、該当事業年度の申告期限終了日の3日前となる日までに、納税地管轄税務署長に申告期限延長承認の申請を行うことができる（法人税法第60条第7項）。

申告期限延長の承認を得た法人が申告税額を納付する場合は、期限延長日数に1日1万分の3の率を適用して計算した金額を加算して納付しなければならない（法人税法第60条第7項、第97条第3項）。

また、当初の申告内容に漏れや誤りがある場合には、修正申告や更正請求を行うことができる。

なお、電子申告とは、税法による申告書および関連書類を、インターネットを通じて国税庁に申告する制度である。

3. 法人税の納付など（法人税法第64条）

納付税額は以下のように計算し、市中銀行（国庫収納代理店）または郵便局に納付する。

算	出	税	額	
(-)	税	額	減	免
(-)	税	額	控	除
(+)	加		算	税
(+)	減	免	分	追
			加	納
			付	税
			額	
<hr/>				
	総	負	担	税
				額
(-)	既	納	付	税
				額
(+)	未還流所得に対する法人税			
(+)	投資・共生協力促進のための課税特例			
(=)	自	己	納	付
				税
				額

・中間予納税額・源泉納付税額・随時賦課税額

納付すべき法人税額が 1,000 万ウォンを超える場合に限り、納付期限の経過日から 1 カ月（中小企業は 2 カ月）以内に分納ができる。また、分納できる税額は納付する税額が 2,000 万ウォン以下の場合、1,000 万ウォン超過額を分納し、税額 2,000 万ウォン超過の場合には 50%以下の金額を分納することができる。

法人税を申告・納付する場合は、事業年度終了日から 4 カ月（連結法人の場合は、該当連結事業年度終了日から 5 カ月）以内に法人税に対する地方所得税法人税分を申告納付し（地方税法第 91 条第 1 項）、法人税額が決定または更正されるか、申告期限を延長または修正申告する場合は、その告知日、延長申告日または修正申告日から 1 カ月以内に申告納付する。ただし、申告しなかった場合にも地方所得税法人税分の算出税額を上記の申告期限に納付した場合は、申告して納付したものとみなして申告不誠実加算税を徴収しない。